

介護支援専門員実務研修にかかる 実習受入れ事業所説明会

令和3年10月26日（火）10:00～12:00 滋賀県長寿社会福祉センター
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係

内容

1. 滋賀県の介護支援専門員数
2. 研修カリキュラムの見直し
3. 実務研修における実習の見直し

1. 滋賀県の介護支援専門員数

介護支援専門員数等（滋賀県）

	数
介護支援専門員	7,274人
うち証の交付を受けている者	3,655人
主任介護支援専門員	868人
特定事業所加算取得事業所	185事業所
R2ケアマネ試験受験者	496人
R2ケアマネ試験合格者	82人（合格率16.5%）
R2実務研修受講者	78人
R3ケアマネ試験受験者	605人

R3.10.11現在

- 実習の受入れ事業所は、
受講者の住所地、勤務地、移動手段により選定・調整



- 実務研修の受講者数が少ない場合、
実習受入れの依頼がない事業所があります。
- 受講者数が多い場合、
複数名の受入の依頼がある事業所があります。
- あらかじめご了承くださいませようお願いします。

2. 研修カリキュラムの見直し

研修カリキュラムの見直しの背景

ケアマネジメントについて、介護給付費分科会等で様々な課題が指摘される。

「介護支援専門員の資質向上と今後のあり方に関する検討会」の設置

- 平成24年3月から7回にわたり開催
 - 平成25年1月に中間とりまとめ
 - ・より実践的な研修となるよう演習に重点を置く
 - ・選択制となっている「認知症」「リハビリテーション」「看護」「福祉用具」といった科目の必修化
- など、研修カリキュラムを見直すことにより研修内容の充実を図るべき。

研修のカリキュラムや実施方法の見直し

見直し

「介護支援専門員実務研修」
「介護支援専門員実務従事者基礎研修」
「介護支援専門員専門（更新）研修」
「主任介護支援専門員研修」



新規導入

「主任介護支援専門員更新研修」

検討すべき主な課題

- ① 介護保険の理念である「自立支援」の考え方が、十分共有されていない。
- ② 利用者増や課題に応じた適切なアセスメント（課題把握）が必ずしも十分でない。
- ③ サービス担当者会議における多職種協働が十分に機能していない。
- ④ ケアマネジメントにおけるモニタリング、評価が必ずしも十分でない。
- ⑤ 重傷者に対する医療サービスの組み込みをはじめとした医療との連携が必ずしも十分でない。
- ⑥ インフォーマルサービス（介護保険給付外のサービス）のコーディネート、地域のネットワーク化が必ずしも十分できていない。
- ⑦ 小規模事業者の支援、中立・公平性の確保について、取組が必ずしも十分でない。
- ⑧ 介護支援専門員の資質に差がある現状を踏まえると、介護支援専門員の養成、研修について、実務研修受講試験の資格要件、法定研修のあり方、研修水準の平準化などに課題がある。
- ⑨ 施設における介護支援専門員の役割が明確でない。

これらの課題には、ケアマネジメントの向上、介護支援専門員の資質の向上の両面を含んでいる。介護支援専門員とともに、国、都道府県、保険者、事業者等が役割分担をしながら取り組んでいくことが必要。

介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方 に関する検討会における議論の中間的な整理【概要版】

【検討の背景】

- 地域包括ケアシステムの構築
⇒多職種協働、医療との連携の推進等
- 自立支援に資するケアマネジメントの推進



【見直しの視点】

- ①介護支援専門員自身の資質の向上に係る見直しの視点
- ②自立支援に資するケアマネジメントに向けた環境整備に係る見直しの視点

【具体的な改善策】

(1) ケアマネジメントの質の向上

- ①ケアマネジメントの質の向上に向けた取組
 - ・自立支援に資するケアマネジメントに向け、適切な課題抽出や評価のための新たな様式の活用を推進
 - ・多職種協働によるサービス担当者会議の重要性の共有と環境づくり

- ②介護支援専門員実務研修受講試験の見直し
 - ・試験の受験要件を法定資格保有者等に限定する見直しを検討

- ③介護支援専門員に係る研修制度の見直し
 - ・演習に重点を置いた研修制度への見直しや研修修了時の修了評価の実施について検討
 - ・実務研修の充実や基礎研修の必修化について検討
 - ・更新研修の実施方法や研修カリキュラムについて見直しを検討
 - ・研修指導者のためのガイドライン策定を推進
 - ・都道府県の圏域を超えた研修等の実施を検討

- ④主任介護支援専門員についての見直し
 - ・研修修了時の修了評価や更新制の導入について検討
 - ・主任介護支援専門員による初任段階の介護支援専門員に対する現場での実務研修の導入について検討
 - ・地域の介護支援専門員のネットワーク構築の推進

- ⑤ケアマネジメントの質の評価に向けた取組
 - ・ケアマネジメントプロセスの評価やアウトカム指標について調査研究を推進
 - ・ケアマネジメントの向上に向けた事例収集及び情報発信

(2) 保険者機能の強化等

- ①地域ケア会議の機能強化（多職種協働による個別ケースの支援内容の検討を通じ、自立支援に資するケアマネジメント支援、ネットワーク構築、地域課題の把握、資源開発等を推進）
 - ・制度的な位置付けの強化
 - ・モデル事例の収集など地域ケア会議の普及・促進のための基盤整備
 - ・コーディネーター養成のための研修の取組

- ②居宅介護支援事業者の指定等のあり方
 - ・居宅介護支援事業者の指定権限の委譲を検討

- ③介護予防支援のあり方
 - ・地域包括支援センターへの介護予防支援を行う介護支援専門員の配置を推進
 - ・要支援者の状況に応じた支援のあり方について検討

- ④ケアマネジメントの評価の見直し
 - ・インフォーマルサービスに係るケアマネジメント評価の検討
 - ・簡素なケースについて、ケアマネジメントの効率化を検討

(3) 医療との連携の促進

- ・医療に関する研修カリキュラムの充実
- ・在宅医療・介護の連携を担う機能の整備の推進
- ・主治医意見書の活用を促進する取組の推進

(4) 介護保険施設の介護支援専門員

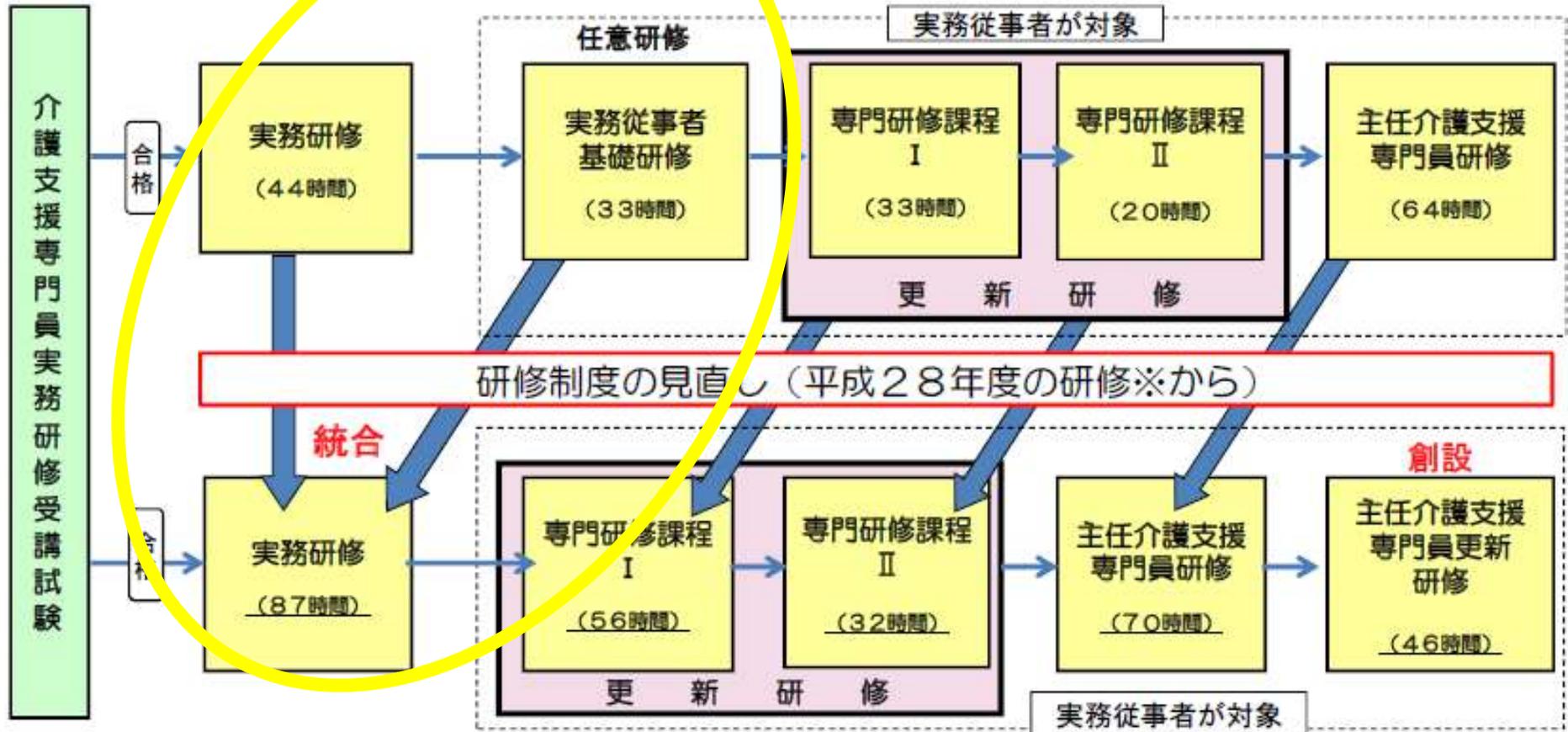
- ・相談員に対して介護支援専門員等の資格取得を推進

今後、制度的な見直しに係るものについては介護保険部会、報酬改定に係るものについては介護給付費分科会で議論を進める

介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修制度の見直し

※平成26年6月2日告示公布(主任更新については平成27年2月12日公布)

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため、介護支援専門員に係る研修制度を見直す。
- 入口の研修である介護支援専門員実務研修を充実させるため、任意の研修となっている介護支援専門員実務従事者基礎研修を介護支援専門員実務研修に統合。
- 主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新時の研修として更新研修を創設。
- 専門職として修得すべき知識、技術を確認するため、各研修修了時に修了評価を実施。



※ 実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。

研修カリキュラムの見直しのポイント①

見直しにあたっての基本的考え方

介護支援専門員

○地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメント

主任介護支援専門員

○地域や事業所におけるスーパーバイズ等を通じた人材育成
○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくり



実践できる専門職として養成



「実務研修」と「実務従事者基礎研修」の統合

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働していくことなどがより一層求められる。
- 一方で、ケアマネジメントについて様々な指摘。

○初めて実務に就く介護支援専門員が円滑に業務を行える知識・技術を身につけ、求められる役割が適切に果たせるよう、入口の研修課程となる「実務研修」を充実させることが必要。

実務研修として統合(実務に就く前の研修課程を充実)

「実務研修」



「実務従事者基礎研修」
(実務に就いて間もないうちに受講)

ケアマネジャー

目標

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとした多職種との連携・協働
- 利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントの実践

主任ケアマネジャー

目標

- 地域や事業所内におけるケアマネジャーの人材育成(スーパーバイズ機能の強化)
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりの実践

実務研修の見直し

- 自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、「ケアマネジメントのプロセスの概観」、「サービス担当者会議」の科目を新設するなど、ケアマネジメントプロセスに係る研修内容を充実。
- 地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、「地域包括ケアと社会資源」、「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義」、「介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)」の科目を新設。
- より実践的な研修内容とするため、「ケアマネジメントの展開」として演習時間を確保。

専門研修の見直し

- 専門職として自己研鑽し、ケアマネジメントを実践していく上で必要となる専

主任介護支援専門員研修の見直し

- 「人事・経営管理」の科目名を「人材育成と業務管理」に改め、事業所内や地域のケアマネジャーに対する人材育成の方法等に関する研修内容を充実

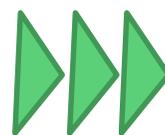
「実習」についても見直し

- 一つの事例をしっかりと取組み、ケアプランを作成する
- 複数の利用者の生活の様子を知ることにより、複数の事例についてケアマネジメントプロセスを経験

3. 実務研修における実習の見直し

実務研修における実習見直しのねらい

実務に入る前に、
できるだけ多くの要介護高齢者の
生活を知ることが必要



(一つの事例のケアプラン作成を実
践することに加えて)

**複数の事例について、
ケアマネジメントプロセスを経
験する「見学」の内容が追加**

○実務研修の前期に展開されるケアマネジメントプロセスの学習をふまえて

「ケアプラン作成までの一連のプロセスを実体験」



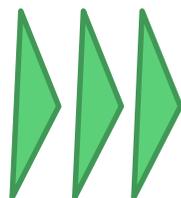
「多様な要介護高齢者の生活実態を知る」

「実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識する場」として位置づけ

実務研修における実習の受入先事業所

実習受入れ事業所に望む要件

- 受講者に対する指導を十分に実施できるだけの、知識や技術やその基本的な考えを有する
- 十分な経験と指導実績のある主任介護支援専門員が在籍し、多様な要介護高齢者を担当している



要件を満たす事業所

特定事業所加算 取得事業所

特定事業所加算の主旨

- 中重度や支援困難ケースへの積極的な対応を行う
- 専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価
- 地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的

実習の受入れは、実務研修の質を高め、
ひいては**地域全体のケアマネジメントの水準を底上げ**していく

(参考) 平成27年度介護報酬改定

質の高いケアマネジメントを実施する事業所の評価の推進 (特定事業所加算の見直し)

算定要件

(人員配置及び要件に変更のある部分のみ記載)

〔現行〕

特定事業所加算Ⅰ (500単位/月)

- 1 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置
- 2 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置
- 3 中重度者の占める割合が50%以上
- 4 (新規)

特定事業所加算Ⅱ (300単位/月)

- 1 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置
- 2 常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置
- 3 (新規)

〔改正後〕

(新)特定事業所加算Ⅰ (500単位/月)

- 1 常勤専従の主任介護支援専門員を2名以上配置
- 2 (継続)
- 3 中重度の利用者の占める割合が40%以上
- 4 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備

(新)特定事業所加算Ⅱ (400単位/月)

- 1 (継続)
- 2 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置
- 3 法定研修等における実習受入事業所になるなど人材育成への協力体制の整備

(新)特定事業所加算Ⅲ (300単位/月)

- 1 (継続)
- 2 (継続)
- 3 法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備

特定事業所加算の算定要件に 「実習の受入れ」 が追加された

(参考) 令和3年度介護報酬改定

2.(6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)①-1

概要

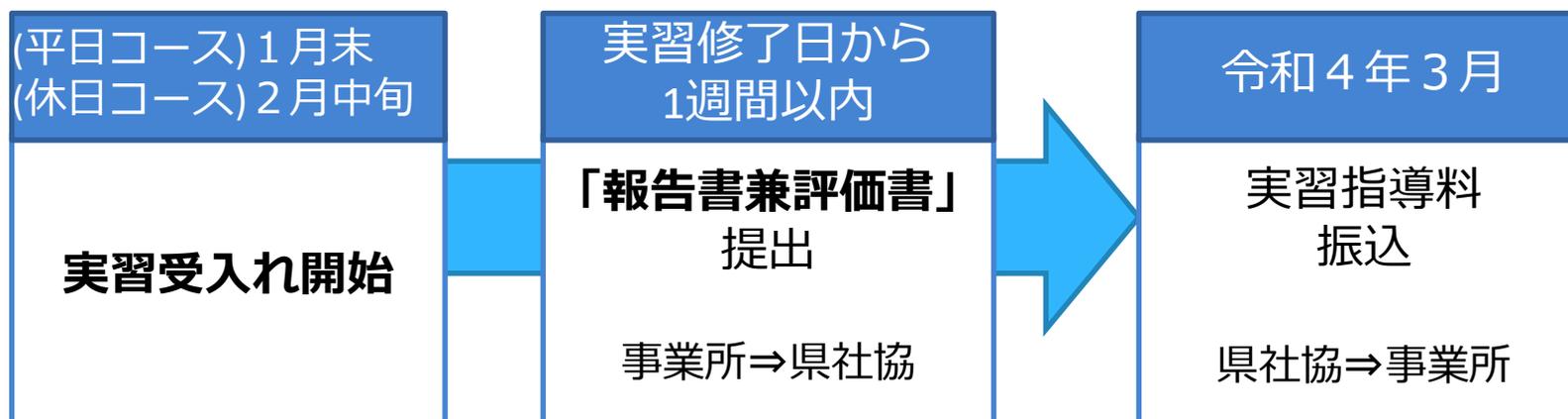
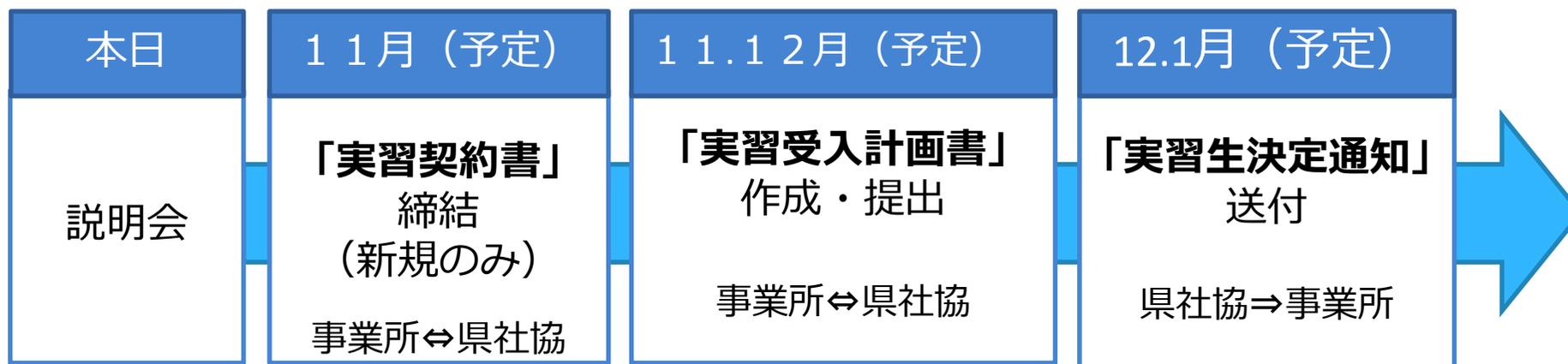
【居宅介護支援】

- 経営の安定化、質の高いケアマネジメントの一層の推進を図る観点から、特定事業所加算について、以下の見直しを行う。【告示改正】
- ア 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していることを要件として求める。
 - イ 小規模事業所が事業所間連携により質の高いケアマネジメントを実現していくよう、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を評価するような区分を創設する。
 - ウ 特定事業所加算（Ⅳ）について、加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までと異なり、病院との連携や看取りへの対応の状況を要件とするものであることを踏まえ、医療と介護の連携を推進する観点から、特定事業所加算から切り離れた別個の加算とする。

単位数

< 現行 >		< 改定後 >
特定事業所加算（Ⅰ）	500単位/月	⇒ 特定事業所加算（Ⅰ）505単位/月
特定事業所加算（Ⅱ）	400単位/月	⇒ 特定事業所加算（Ⅱ）407単位/月
特定事業所加算（Ⅲ）	300単位/月	⇒ 特定事業所加算（Ⅲ）309単位/月
なし		⇒ 特定事業所加算（A）100単位/月（新設）
< 現行 >		< 改定後 >
特定事業所加算（Ⅳ）	125単位/月	→ 特定事業所医療介護連携加算 125単位/月

今後の手続の流れ



- 参考
- ケアマネ試験 10月10日 (日)
 - 試験合格発表 12月 2日 (木)
 - 実務研修初日平日コース 12月23日 (木)
 - 休日コース 1月8日 (土)